

院内感染防止対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、病院に院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、院内感染等に対処することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、病院長、看護部長、薬剤部長、診療科部長、臨床検査科部長、診療検査科長、事務局長及び感染症対策に関し相当の経験を有する医師等により構成する。

2 委員長、副委員長及び記録係は病院長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会及び会議)

第4条 委員長は、月1回程度定期的に委員会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

2 会議は委員長又は副委員長、及び過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の具体的な実行のため、委員会の下に感染対策部会（Infection Control Team:ICT）、防疫衛生部会、結核感染防止部会を置く。

4 委員会は、各部会に調査検討を指示し、その結果につき協議する。

5 委員会は、診療検査科細菌検査室において、週1回程度作成される「感染情報レポート」をもとに院内感染防止対策について協議する。

(回議)

第5条 委員長は、委員会の審議を要する事項で、緊急を要する会議を招集する時間的余裕のないことが明らかな場合は、委員に回議して事項の決定をすることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があるときは、事業内容に応じ当該関係職員に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、委員の中から部会長を指名する。

2 部会長は、委員及び必要に応じて委員以外の職員を指名し、委員会から指示された事項について調査検討を行う。

第8条 部会の活動内容は次のとおりとし、その内容により他の関連部署との連携をとるものとする。

- (1) 院内感染のサーベイランスに関すること
- (2) 院内感染のマニュアル作成に関すること
- (3) 院内感染等の予防と対策に必要な教育及び啓発活動に関すること
- (4) 感染症の届出、保健所との連携、その対策に関すること
- (5) 感染症患者入院計画に関すること
- (6) 職員の健康管理及び衛生管理に関すること
- (7) 年1回職員の肝炎等ウイルス抗体検査及び適正なワクチン接種の実施に関すること
- (8) 新規採用職員のインターフェロン γ 遊離試験による結核感染対策及び化学予防の実施に関すること
- (9) 入院患者等における結核発病による接触者検診に関すること
- (10) その他委員会が必要と認めたこと

(報告)

第9条 委員長は、会議の結果を取りまとめ、必要に応じて所属長会議、院内連絡協議会に報告しなければならない。

2 会議の記録（以下「会議録」という。）は、記録係が作成し、事務局庶務課経由のうえ病院長の決済を得て保管する。

3 会議録は、記録係交代時には後任者に引き継ぐものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は医療安全管理部 感染対策室において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長の定めるところによる。

2 本要綱の改変は病院長の決済を経て行う。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

この要綱は、平成18年5月1日から改正する。

この要綱は、平成19年5月1日から改正する。

この要綱は、平成24年5月1日から改正する。

この要綱は、平成26年9月1日から改正する。